

(6) 北海道大学脳科学研究教育センター運営委員会研究企画専門委員会内規

[平成 15 年 9 月 25 制定]

(趣旨)

第 1 条 この内規は、北海道大学脳科学研究教育センター運営委員会規程（平成 15 年海大達第 53 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定に基づき設置する北海道大学脳科学研究教育センター運営委員会研究企画専門委員会（以下「研究企画専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 研究企画専門委員会は、北海道大学脳科学研究教育センター（以下「センター」という。）の融合研究に関する次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算計画書の作成及び予算配分に関すること。
- (2) 融合的研究の促進に係る調整及び点検に関すること。
- (3) プロジェクト研究員（ポスドク）の募集及び選考に関すること。
- (4) シンポジウムの企画及び開催に関すること。
- (5) 研究報告書の作成に関すること。
- (6) その他融合研究の重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 研究企画専門委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センターの運営委員会委員のうちから 3 名
 - (2) センター長が指名する者 若干名
- 2 前項各号の委員は、センター長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 研究企画専門委員会に委員長を置き、センター長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、研究企画専門委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第 6 条 研究企画専門委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 研究企画専門委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決すところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 研究企画専門委員会が必要と認めたときは、研究企画専門委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 研究企画専門委員会の庶務は、医学系事務部総務課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この内規に定めるもののほか、研究企画専門委員会の運営に関し必要な事項は、研究企画専門委員会が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成15年9月25日から施行する。
- 2 この内規の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この内規の施行の際現に改正前の第3条第1項第1号の規定による委員の任期は、この内規の施行の日に、改正後の第3条第1項第1号の規定による委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の委員としての任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。